

日本ウインドサーフィン協会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は日本ウインドサーフィン協会（以下『本会』といい英文名を Japan Windsurfing Association、ジャパンウインドサーフィンアソシエーション、略称 JWA）と称する。

(本拠地)

第2条 本会の本拠地は神奈川県逗子市新宿1-2-3-112とし、理事会の議決により事務局を必要な地に置くことが出来る。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は World Sailing（国際セイリング連盟）のインターナショナルルールにのっとり、IWA（国際ウインドサーフィン協会）及び JSAF（日本セイリング連盟）の加盟団体として、わが国によるウインドサーフィンの最高競技、育成競技又、最高議決、最高運営団体としてウインドサーフィンの健全なる発展と普及に努めることをもって目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を推奨する。

- (1) World Sailing 及び IWA ルール管理下に基づく、各競技種目の全日本選手権大会及びその他の競技会の認定ならびに競技会運営の実施ならびに助言、指導。
- (2) 各競技種目別の国際競技会に出場する代表選手の認定ならびに派遣援助。（但し、オリンピック派遣は別途協議する。）
- (3) 各競技種目別における国内ランキングの認定、及びナショナルチームの結成に関する一切の業務。（但し、オリンピック派遣は別途協議する。また国体選手育成も別途協議する。）
- (4) ウインドサーフィンの健全なる普及、発展に伴う初心者（入門者、子供）の為に競技種目別選考と指導にあたる競技勉強会もしくは実践。
- (5) 関連組織、団体のスクール及びインストラクターの公認ならびに登録に関する業務。
- (6) ウインドサーフィンの安全及び環境保全についての啓蒙活動の推進や普及に伴う関係する官公庁、民間デベロッパー及び諸団体との折衝及び調整、実施。
- (7) 日本各地はもとより世界全地区、競技者相互の親睦と意志の疎通を図ること、ならびに情報の公開等の遂行。
- (8) その他本会の目的を達成する為のあらゆる対外的なアピール業務。

第三章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 プロ会員、ランキング会員、
一般会員（学生、ジュニア、ユース含む）
 - (2) 準会員 セイルナンバーを所有しない会員
 - (3) 賛助会員（協賛企業、個人協賛社含む）
2. それぞれの会員資格等は別途細則で定める。

(入会)

第6条 会員の入会については、協会の目的、活動に賛同する者であれば特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、本会が別に定める方法にて申し込むものとし、本会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 本会は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、入会時において別に定める入会費及び会費を納入しなければならない。

第四章 役員

(種別及び職員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 3名以内
- (2) 会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 3名以上
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名以内

(役員を選任)

第9条 理事は会員の中から立候補者を募り、総会にて決定する。会員は改選前の理事5名を含む10名の推薦を受けることができれば理事に立候補できる。立候補者は総会にてその過半の得票を得ることで当選とする。

2. 顧問、事務局長、監事の任免は理事会が決定し、会長が依嘱する。
3. 会長、理事長は理事の互選とする。
4. 各グループのリーダー、各委員会の委員長は理事会にて決定する。理事はそれぞれの役職を兼務することができる。
5. 理事の数は理事会が発議し、総会の承認を得るものとする。任期の途中で欠員が出た場合、理事会にて理事の増員が必要と認めた場合、会期の途中であっても新たに理事の立候補を募り、選挙にて指名することができる。当該選挙は臨時総会にて行い、その募集・決定方法は定例の総会の方法に倣う。

(役員職務)

第10条 役員は本会及びウインドサーフィンの発展と普及に努めることを活動の基本としなければならない。

2. 役員は、その役職を利用して自らの所属する企業や他の団体の利益を誘導する行為を行ってはならず、以下の行為を行う場合には理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 役員又は役員が代表者、役員その他これらに準じる者として所属する企業や他の団体が本会と取引をしようとするとき。
 - (2) 本会が役員債務を保証することその他本会と役員との利益が相反する取引を、その役員以外の第三者が本会としようとするとき。
 - (3) 役員が自己又は自らの所属する企業や他の団体の利益が関係する競技会の開催、競技会で使用する道具若しくは装備又はこれらを提供する業者の決定又は審議に参加しようとするとき、その他自己が特別の利害関係を有する本会の職務に従事しようとするとき。
 - (4) 役員が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する業務をしようとするとき。
3. 役員は、3 ヶ月 1 回以上、自己の職務の執行の状況を自らの所属する理事会に対して報告するものとする。
4. 各役員職務は以下のとおりとする。
 - (1) 会長及び理事長は本会を代表し、会務の一切の責任を全うする。
 - (2) 理事は会長及び理事長を補佐し、会長又は理事長に事故あるとき、欠けるときは理事会がその職務を代理する理事を選任し、選任された理事は職務を行ない理事会（各委員会）、事務局を総括して会務及び現場を処理する。
 - (3) 事務局長は理事会を補佐して本会の会務を掌握し、情報処理、提供、管理を取り計らうとともに、各委員会にも同様の支援を行う。
 - (4) 監事は法人法第 71 条乃至第 75 条、第 99 条乃至第 106 条、及び第 197 条の職務を行なう。

(役員任期)

第11条 役員任期は 4 月 1 日より翌々年 3 月 31 日までの 2 年間とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選出された役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行なう。

(役員解任)

第12条 役員は各号の一に該当するときは理事会においてこれを解任することができる。

- (1) 心身の事故のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の業務違反、職務懈怠その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。
- (3) 理事会の承認なく第 10 条第 2 項に定める利益相反行為又は競業行為を行ったときその他自己の職務又は地位を利用して自己又は第三者の利益を図り又はその利益のために斡旋若しくは強要をしたものと認められたとき。
- (4) 第 10 条第 3 項の報告を怠り、理事会又は委員会の報告の求めに 1 ヶ月以上応じなかったとき。

(5) 本会の機密情報を本会の規約又は守秘義務誓約書に違反して外部に漏洩したとき。

(報酬)

第13条 役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬は理事会の決議を経て会長が定める。
3. 報酬の決定方法は別途細則に定める。

第五章 グループ・委員会

第14条 本会の業務達成の為、理事会の決議を経て、グループ・委員会を設立し、あるいは廃止することができる。

2. 各種グループ・委員会は委員を定め、討議内容等については各種グループリーダー及び各種委員会委員長が理事会に報告する。各委員の指名はグループリーダー、委員長が発議し、理事会の承認を得るものとする。
3. 委員は、所属するグループ又は委員会において、その役職を利用して自らの所属する企業や他の団体の利益を誘導する行為を行ってはならず、理事会の承認がない限り、自己が特別の利害関係を有する決議に議決権を有しないものとする。

第六章 事務局

第15条 本会の事務を処理する為に事務局を設け、必要な局員を置くことができる。

2. 事務局及び局員に関する事項は、理事会の決議に基づき理事長が任命する。
3. 事務局員は事務局長を兼任することができる。

第七章 会議

(会議の種類、構成)

第16条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会；会長又は理事長の招集をもって、正会員を代表する会員で構成する。
正会員を代表するものの定義は別途細則に定める。
- (2) 理事会；会長又は理事長の招集をもって、理事長、理事で構成する。
- (3) 役員会；理事長の招集をもって、理事長、理事及び委員長をもって構成する。
- (4) グループ会、委員会；グループリーダー、委員長の招集をもって、委員及び必要と思われる人物を持って構成する。

(会議の招集)

第17条 本会の会議の招集は次の通りとする。

- (1) 通常総会は毎事業年度終了後2カ月以内に理事長が招集するものとし、臨時総会は定款の定めに従って開催する。
- (2) 理事会は、定款の定めに従い次のように開催する。

- (ア) 理事会は原則として毎月 1 回開催するものとし、その他会長又は理事長が必要と認めるとき召集する。
 - (イ) 理事長は表決権を有する理事の 3 分の 2 以上から、会議の目的である事項を示して理事会の請求があったときはその請求があった日から 30 日以内に召集しなければならない。
 - (ウ) 理事会の召集は、会議の目的である事項、日時及び場所を役員に通知しなければならない。但し、その通知した後に緊急を要する付議事項が生じたときは理事長はこれを理事会の議に付することができる。
 - (エ) 役員は会員を代表するものとし、常時会員の意見を掌握せねばならない。
 - (オ) 上申すべき事項がある委員会は、委員長より理事長に対し、書面をもって事前に通知しなければならない。
- (3) 役員会は四半期に一回を基本とし、理事長が招集する。
- (4) グループ会、委員会は必要と思われるときに、グループリーダー、委員長が随時招集する。

(表決権及び定員数)

- 第 18 条 理事は第 16 条の総会、役員会において 2 票の表決権を有し、その他の役員は総会、役員会の 1 票の表決権を有する。
- 2. それぞれの会議は表決権を有する者の過半数の出席が無ければ議決をすることができない。但し、該当事項につき書面をもって予め意思を表示した者、及び他の者を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。
 - 3. 表決は出席者（上記 2 項の出席者とみなす者を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議議事録)

- 第 19 条 第 13 条に定めた会議の議事については議事録を作成しなければならない。
- 2. 議事録は各会議において作成者を選出し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した表決権を有する役員 2 名以上がこれに記名、押印するものとする。
 - (ア) 会議の目的である事項、日時及び場所。
 - (イ) 表決権を有する役員数及びその出席役員数。
 - (ウ) 議事の経過の概要及びその結果。
 - 3. 前項の議事録は、事務局に備えておかなければならない。

(議決事項)

第 20 条 各会議は次の事項を審議する。

総会は次の事項を審議する。

- (ア) 定款・規約の変更
- (イ) 解散及び合併
- (ウ) 会員の除名
- (エ) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (オ) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (カ) 会費の額

- (キ) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (ク) 事務局の組織及び運営
 - (ケ) その他運営に関する重要事項
2. 理事会は次の事項を審議する。
- (ア) グループ・委員会の設置、又廃止に関する事項、その他の重要事項
 - (イ) グループ・委員会より上申された事項
 - (ウ) グループ・委員会より上申された事業報告及び収支予算及び決算
 - (エ) 本規約の細則
 - (オ) その他重要事項
3. 委員会は次の事項を審議する。
- (ア) 当該委員会における活動方針の作成と報告事項
 - (イ) 事業予算の作成と報告事項
 - (ウ) 当該委員会において検討すべき事項
 - (エ) その他重要事項

第八章 資産及び会計

(資産)

第21条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 各大会の後援、公認、認定資料
- (4) 放映、取材費
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 寄付金品
- (8) その他の収入

(資産の保管)

第22条 本会の財産管理並びに会計は理事会で定めた方法で財務委員会を設置し、三役会が管理し、常に公明正大でなければならない。

2. 本会の収入及び財産は、会員に分配することはできない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会計書類等)

第24条 財務委員会は毎年事業年度終了とともに次の書類を作成し、監事に提出しその監査を受けた後理事会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

2. 監事は前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成し、総会に提出しなければならない。
3. 会長は前項の書類及び報告書について理事会の承認を得た後、これを事務局に備え付けて置かなければならない。

第九章 規約の変更ならびに解散

(規約の変更)

第 25 条 本規約の変更は、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第 26 条 本会は理事会において議決権を有する出席役員の 4 分の 3 以上の議決を得なければ解散することはできない。

2. 本会の解散に伴う残余財産は理事会の総意に基づき処分することができる。

第十章 附則

(細則)

第 27 条 本規約の施行についての必要な細則もしくは追加事項等は随時、理事会の議決を得て会長及び理事長が別に定める。なお、会長及び理事長が定める細則が相互に重複、矛盾する場合には会長が定めた細則が優先する。